一　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二　暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十四条第五項第四号において同じ。）に係る取引

［7～12　略］

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［略］

［2～4　略］

5　法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～三の四　略］

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第七十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第七十条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［五～十三　略］

十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第百十二条の二及び第百十二条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［十四の二～三十九　略］

［6～13　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～六　略］

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［号を加える。］

［号を加える。］

［7～12　同上］

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～三の四　同上］

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

［五～十三　同上］

十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

［十四の二～三十九　同上］

［6～13　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会及びその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。